

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第351号)

平成17年1月12日

横情審答申第351号

平成17年1月12日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年9月17日教教労第244号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「定年退職者に対する退職手当の支給定日の分かる文書」の非開示
決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「定年退職者に対する退職手当の支給定日の分かる文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「定年退職者に対する退職手当の支給定日の分かる文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成15年7月22日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

県費負担教職員（市町村立の小学校、中学校、盲・聾・養護学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、学校栄養職員、事務職員等の教職員。以下同じ。）の退職手当支給事務は、神奈川県教育庁教職員課及び神奈川県教育庁横浜給与事務所（以下「県教育庁」という。）が行っており、実施機関は行っていない。したがって、本件申立文書は、作成又は取得しておらず、保有していないため、情報公開条例第10条第2項の規定に基づき非開示とした。

なお、県費負担教職員の労働者名簿は、実施機関において作成しているが、賃金台帳については、給与支給事務を行っている県教育庁が作成しているので、実施機関では作成しておらず、県教育庁からも取得していない。県教育庁では、職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号。以下「退職手当条例」という。）第2条の2第2項で、「退職手当は職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない」と規定している。しかし、支給定日についての項目はない。

また、労働者名簿及び賃金台帳の記載事項は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第107条及び第108条、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「労基法施行規則」という。）第53条及び第54条で規定されて

いて、双方とも法定されている記載内容には、退職手当の支給定日の項目はない。

したがって、退職手当支給事務を行っていないこと及び賃金台帳を作成していないことから、本件申立文書の不存在を理由として本件処分を行った。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分の取消しを求める。

(2) 「退職手当支給事務は、神奈川県の実務であり、請求内容に合致する文書については、作成し、又所得しておらず、保有していないため。」との事実が記載されている。本件申立文書を「作成し、所得し、保有していない」のは、当の実施機関においてである。

(3) 地方自治法第2条第8項の規定に基づく同法別表第1第28項第4号で、「県費負担教職員の定数給与等に関する条例を設けること。」に次いで、同第33項で、「市町村立の学校職員給与負担法の定めるところにより、市町村立の学校の職員の給料その他の給与の負担に関する事務を行うこと。」と規定されている。

実施機関は、横浜市立学校県費負担職員の任命権者として、上記県費負担職員に対しては使用者の地位にある。この事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第58条を根拠として、県費負担教職員の任免権限を有することを宣言してきた。

(4) 使用者としての実施機関に対して労働者の関係にある横浜市立学校県費負担職員（労基法第9条）の、労働者名簿（労基法第107条）、賃金台帳（労基法第108条）の調製義務が実施機関には課せられている。

更に上記を含む、重要な書類を3年間、実施機関としては保存しなければならない（労基法第109条）との法令の最低基準の定めに従った組織運営を当然実施すべきところ、その管理を欠いたままである。

(5) 本件については、所要の賃金台帳の調製を欠き、請求内容に該当する文書の保存を欠くものであるから、労基法第108条及び第109条の要件を欠いた処分である。

(6) 同時に退職した労働者が実施機関に対して労基法第22条に使用証明を請求した場合、本件の如き取扱いにあっては使用者より少なくとも賃金部分の証明書の交付を受けられない不都合も並存するものといわなければならない。

(7) 非開示理由説明書について

県費負担教職員に係わる給料その他の手当での取扱いに関して、実施機関が引用した法律及び関係条例は、神奈川県が負う県費負担事務に関する手続規定を定めたものに止まっていることを特に留意する必要がある。

県費負担教職員の給与その他の給付に関する事務を県教育庁が担当するにしても、その取扱いの由来は、実施機関とは、団体組織を異にした神奈川県の「財務管理作用」に属する職務の執行に係わるものであり、実施機関が上記自己の県費負担職員に関する給与事務（退職手当を含む。）その他の給付に関する事務を、外部組織の県教育庁に外部委託し成立する関係にあるのではない。

(8) 非開示とした理由について

条例上、開示請求に係る行政文書を保有していないときは、開示しない旨の決定することとされているとの事であるが、本件処分に係る行政文書は、地教行法の昭和31年10月1日施行後、継続して、一貫して横浜市の県費負担教職員の使用者たちが、配下の教職員全てに対して、労基法第108条及び第109条に違反することなく、終始、正当な手続きを行使し、所与の当該行政文書の調製を進めていたならば、当該行政文書は必然的に保存されていた種類のものになる。したがって非開示は不適切である。

(9) 労働者名簿、賃金台帳の記載事項については、退職手当の支給定日の項目がないとの教育委員会の説明について

退職手当の請求権は5年間行使しないと消滅時効にかかる。賃金台帳にその起算日の記入なくしては、使用者が上記請求権の消滅時効の主張をなすことが不確実なものとなる。

労基法施行規則第56条は、記録保存期間の計算の起算日を定め、労基法第108条は、その記入の日を遅滞なく、と規定する。その日が、退職手当の支給定日に当たるといふべきものである。

5 審査会の判断

(1) 県費負担教職員に対する給料及び手当の支給事務について

県費負担教職員の給料及び手当（退職手当を含む。）は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条で、都道府県の負担とすることが規定されている。

実施機関が任用した県費負担教職員の給料及び手当の支給額並びに支給手続は、地教行法第42条の規定を受けて、神奈川県の「学校職員の給与等に関する条例（昭

和32年神奈川県条例第56号。以下「給与条例」という。）」及び退職手当条例で規定されており、県費負担教職員の給与支給事務は、県教育庁が行っている。

実施機関は、地教行法第58条で、県費負担教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒に関する事務を行うことが規定されているが、給与支給事務については上記のとおり県教育庁が行っており、実施機関では行っていない。

(2) 本件申立文書について

申立人が本件請求において求めている支給定日の趣旨は不明確であるが、本件申立文書は、実施機関が任用した県費負担教職員の定年退職者に対する退職手当の支給定日の分かる文書であると考えられる。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、実施機関が任用した県費負担教職員の給料及び手当の支給事務は県教育庁が行っており、実施機関は行っていないことから、本件申立文書を作成又は取得しておらず、保有していないため不存在であり、非開示にしたとしている。

イ 当審査会で、本件申立文書の不存在について検討するため、県費負担教職員に対する給料及び手当の支給事務等について規定した法令等を確認したところ、次のとおりであった。

(ア) 実施機関は、地教行法第58条に基づき、県費負担教職員の任免、給与の決定等の事務を行うことが規定されているが、給料及び手当の支給事務については、地教行法第42条、給与条例及び退職手当条例に基き、県教育庁が行うことと規定されており、実施機関で行うことと規定されていない。

(イ) 給料の支給方法については、給与条例第7条で、「給料の計算期間は、月の初日から末日までとし、その支給定日は、その月の16日とする。・・・」と、支給定日が規定されている。しかし、退職手当については、退職手当条例第2条の2第1項で、「退職手当は、職員の申出により、・・・支払うことができる。」同条第2項で、「・・・退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。・・・」と規定されており、支給定日は規定されていない。

(ウ) 労働者名簿及び賃金台帳の調製については、労基法第107条及び第108条で、労働者名簿及び賃金台帳の記載事項については、労基法第107条及び第108条並びに労基法施行規則第53条及び第54条でそれぞれ規定されているが、双方とも法定されている記載内容には、退職手当の支給定日の項目はない。

ウ 以上のとおり、関係法令等では、退職手当の支給定日についての規定はない。

また、県教育庁において、退職手当の支給定日の定義について、別に規定しているかは明らかではない。仮に県教育庁で退職手当の支給定日を規定していたとしても、県費負担教職員に関する事務については、関係法令等で、実施機関と県教育庁とで明確に区分けして規定されており、実施機関が任用した県費負担教職員の給料及び手当の支給事務を実施機関が行わないことは、関係法令等の規定上明らかである。そして、実施機関が県費負担教職員の給料及び手当の支給事務に係る文書を取得する義務が関係法令等で規定されていることも認められない。

なお、実施機関が保有する労働者名簿についても、退職手当の支給定日なる情報を記載することは法令等で規定されていない。

エ したがって、当審査会としては、本件申立文書を作成又は取得しておらず保有していないという実施機関の説明に、特段不合理な点は認められなかった。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書は存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年9月17日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年10月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成15年10月24日 (第21回第二部会) 平成15年10月31日 (第22回第一部会)	・諮問の報告
平成16年3月19日 (第284回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年12月9日 (第51回第一部会)	・審議
平成16年12月17日 (第52回第一部会)	・審議